

住居表示実施に関する住民説明会

小郡下郷地区

山口市生活安全課

1

目次

住居表示の説明

- 住居表示の実施状況
- 住居表示とは
- 住所の表し方
- 小郡下郷の状況・実施計画
- 住居表示の方法
- 住所・本籍・不動産の表し方

住居表示の実施

- 実施までの流れ
- 新町名・区域等の決め方
- 表示板について
- 実施に伴う変更手続き
- 変更証明書等
- 郵便について

2

■住居表示の実施状況

・山口市では、住所をより分かりやすくするため、「山口市住居表示整備計画」を策定し、市街化の進んだ地域において、「住居表示」を実施しています。

・小郡地域における実施状況（別紙1参照）

令和3年 小郡令和一～二丁目

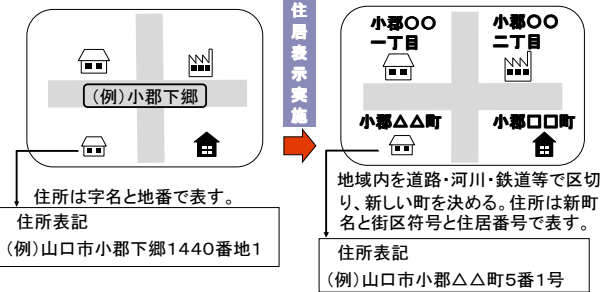
令和4年 小郡令和三丁目、小郡大正町、
小郡明治一～二丁目、
小郡長谷一丁目

令和7年 小郡東津一～二丁目、小郡昭和町

3

■ 住居表示とは

大字(小郡下郷)より狭い範囲で新しい町の区域を設定し、建物に番号を順序良く付番して分かりやすい住所とするもの



4

4

■ 住所の表し方

従来の「大字名」と「地番」による住所の表し方では...

- ・大字「小郡下郷」の区域が広い
- ・地番が順序良く並んでいない
- ・1つの地番にたくさんの枝番がある



- ・住所を聞いても具体的な場所をイメージしづらい、分かりづらい
- ・訪問者、宅配業者等が、目的の家や会社を探しにくい、時間がかかる

5

5

「住居表示」による住所の表し方なら...

- ・大字より狭い範囲で新町名の区域を設定する
- ・一定の規則に従って、順序良く、建物に番号を付ける



- ・誰もが分かりやすい住所
- ・訪問者、宅配業者等が、目的の家や会社を探しやすい、速やかに到着できる

6

6

■小郡下郷の状況

- ・住宅、事業所等が集積し、市街地を形成
- ・新山口駅や、主要な国道、県道など交通の利便性が高く、更なる建物の集積が想定される
- ・市外から仕事などで訪れる人も多い
- ・大字「小郡下郷」は面積が広く、地番も順番に並んでいない



- ・住居表示実施のメリットの大きい地域

7

7

■小郡下郷における実施計画

小郡下郷の一部(全体:5か年計画)(別紙2参照)

対象 約310ha 約5千世帯、約1万人

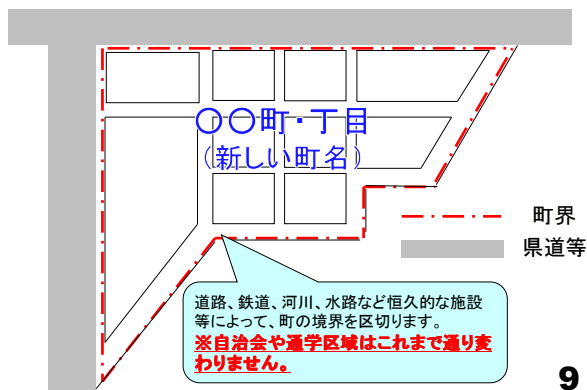
実施年度	面積	世帯数	人口
令和2年度	29.4ha	82世帯	174人
令和3年度	41.7ha	950世帯	1,806人
令和6年度	30ha	590世帯	1,158人
令和7年度	約93ha	約1,700世帯	約3,200人
令和8年度	約55ha	約860世帯	約1,900人

令和9年度以降省略 ※太枠内が今回の説明会の対象地域

8

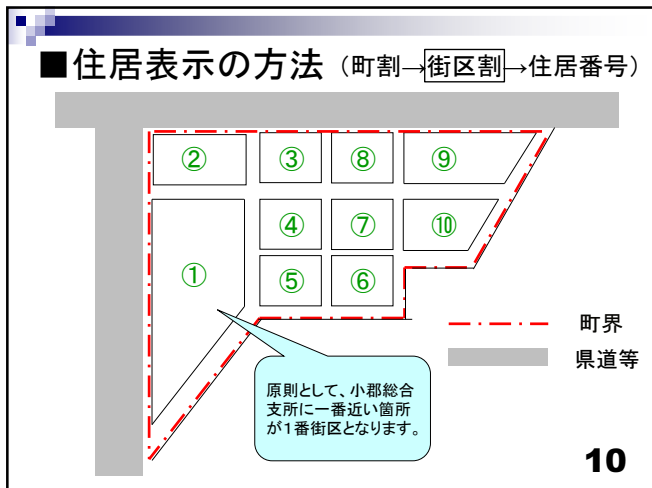
8

■住居表示の方法 (町割→街区割→住居番号)

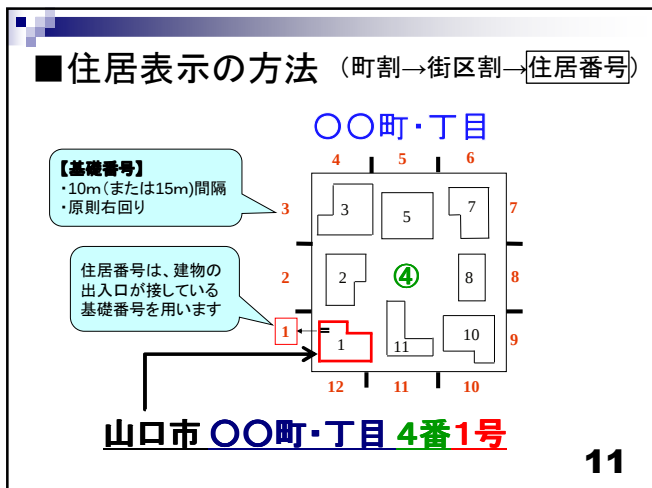


9

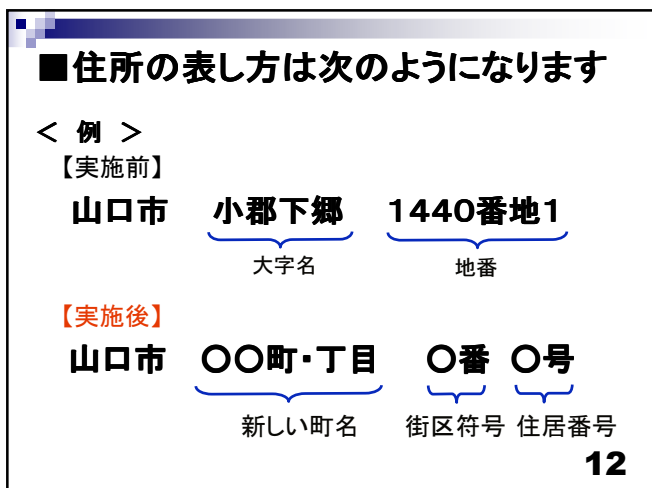
9



10



11



12

■本籍の表し方は次のようになります

< 例 >

【実施前】

山口市 小郡下郷 1440番地1
大字名 地番

【実施後】

山口市 ○○町・丁目 1440番地1
新しい町名 地番

13

13

■不動産(土地)の表し方は次のようになります

< 例 >

【実施前】

山口市 小郡下郷 字△△ 1440番1
大字名 小字名 地番

【実施後】

山口市 ○○町・丁目 1440番1
新しい町名 地番

14

14

■不動産(建物)の表し方は次のようになります

< 例 >

【実施前】

山口市 小郡下郷 字△△ 1440番地1
大字名 小字名 地番

【実施後】

山口市 ○○町・丁目 1440番地1
新しい町名 地番

15

15

■新しい表示方法をまとめると

< 例 >
 【住所】
 山口市 **〇〇町・丁目** **〇番 〇号**
 ↑ 新しい町名 新しい番号

【本籍・不動産(建物)】
 山口市 **〇〇町・丁目** **〇〇番地**
 ↑ ↑
 新しい町名 これまでと
 同じ番号

【不動産(土地)】
 山口市 **〇〇町・丁目** **〇〇番**

16

16

■住居表示実施までの流れ

住民説明会(本日)

住居表示審議会

市議会の承認(実施区域、方式)

実施についての公示(30日間)

市議会の承認(新町名等)

実施後の手続きについての住民説明会(令和9年1月頃)

住居表示実施(令和9年2月中旬を予定)

17

17

■新町名・区域等の決め方

市長

①委嘱

②諮問(区域・方式・町名)

③諮問された事項について審議

④答申

住居表示審議会

委員

- ・関係地区の住民代表者
- ・関係行政機関の職員並びに公共的団体の役員及び職員
- ・学識経験を有する者

18

18

新町名について

- ・従来の名称をできるだけ尊重し、歴史上由緒あるもの、親しみの深いもの、語調のよいもの等を使用すること
- ・市内において、同一の名称又は類似等のまぎらわしい名称は避け、常用漢字若しくはひらがなを用い、読みやすく簡明なものとする

19

19

■表示板について

実施区域内には町名、住居番号等を示した表示板を設置します。

- ・街区表示板 →
- ・町名表示板 ↘
- ・住居番号表示板 →
- ・自治会名表示板(適宜対応) ↗



20

20

■住居表示実施に伴う変更手続き

手続きが不要な主なもの → 自動的に変更されるもの

名称	変更欄	説明
・住民基本台帳(住民票) ・戸籍 ・印鑑登録 ・介護保険被保険者証 ・選挙人名簿 ・上下水道利用者の住所など	住所欄 本籍欄	市役所にある公簿類は、市役所で新しい住所に書き換えます。
・不動産登記簿(土地・建物)	表題部の所在地	不動産の所在は、山口地方務局が、新しい町名に書き換えます。 ※ただし所有者等の住所は、本人が変更登記申請をする必要があります
郵便、NHK、中国電力、NTT他	住所	市役所から住所変更を通知します。

21

21

手続きが必要な主なもの

・運転免許証・運転経歴証明書

・マイナンバーカード

・勤務先への届出

・銀行など金融機関の預金口座

・携帯電話会社、保険会社

・不動産登記簿

・法人登記簿 他

急

ICチップ搭載のため、
窓口での手続きが必要

⇒届出印、本人確認書類

⇒変更登記申請書

※住所や本籍の変更手続には、市が発行する以下の書類をご利用ください。

・住居表示変更証明書（無料）

・本籍変更通知書、本籍変更証明書（無料）

※手続きの詳細は、**住居表示実施日の約1か月前に**
別途説明会の開催を予定しております。

22

22

■住居表示変更証明書

見本

証 明 書

氏名、名称又は 施設の名 称	住所 太郎
住所、番地 の表示	実施前 山口市 小郡下部 1440番地1
	実施後 山口市 小郡東津〇丁B 〇番 〇号
実 施 日	令和 7 年 2 月 15 日

住居表示に関する法律第3条第1項及び第2項の規定に基づき、
上記のとおり住居表示の変更があったことを証明する。

令和 7 年 2 月 17 日

山 口 市 長 公 印

■ 無料

■ 本人、又は同一世帯員から請求

※その他の場合、**委任状**が必要

住居表示実施日以降に発行

■ 発行場所

・生活安全課

・各総合支所地域振興課

・各地域交流センター（次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東）

・各地域交流センター分館

・大海総合センター

23

23

■本籍変更通知書

見本

通知第2号 2月 15日

山口市長官公署
生活 本籍 係

山口市長 伊 藤 浩 公 印

本 籍 の 変 更 に つ い て

主籍の変更届に添付し、通知第2号（主籍変更）の通知書を送付し、変更届を受理し、変更届を受理した日から1週間以内に、本籍を変更します。

変更届提出者 生活 太郎

姓 名 姓 山口市長官公署 生活 本籍 係

姓 名 姓 山口市長官公署 生活 本籍 係

（本籍変更届提出者の氏名）

姓 名 姓 山口市長官公署 生活 本籍 係

姓 名 姓 山口市長官公署 生活 本籍 係

（署名）

通知日、この通知書は、本籍変更届提出日から1週間以内に、本籍を変更します。

山口市長官公署 生活 本籍 係

TEL 083-924-2779

■ 住居表示実施日以降

■ 戸籍の筆頭者様宛に

■ 1通 発行（郵送）※請求不要

※本籍が変わる方は、運転免許証の住所変更手続き等にあわせて、本籍の変更手続きも行なって下さい。

※運転免許証の変更手続きでは、確認後、通知書が返却されますので、同一戸籍内の方全員でお使いいただくことができます。

24

24

8

■本籍変更証明書

住居表示実施日以降に、申請があった場合のみ発行されます。

見本		証 明 書	
氏 名	生活 太郎		
本籍の 住所	実施前 山口県山口市小郡下郷 2252番地1		
	実施後 山口県山口市小郡東海口下郷 2252番地1		
発 行 日	令和 7 年 2 月 15 日		

住居表示の実施に伴い、上記のとおり本籍の表示が変更になったことを証明します。

令和 7 年 2 月 15 日

山口県山口市長 伊 藤 和 貴

公 印

■ 無料

※運転免許証の本籍変更手続きは、本籍変更通知書(p24)で可能です。

■ 同じ戸籍に記載されている方、または直系親族の方から請求

※その他の場合、**委任状**が必要

■ 請求者の**本人確認書類**の提示が必要

■ 発行場所

- ・戸籍住民課
- ・各総合支所総合サービス課
- ・各地域交流センター(次は除く。大股、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東)
- ・各地域交流センター分館
- ・大海総合センター

25

25

■郵便について

日本郵便株式会社

手続きをする必要はありません。
市役所から日本郵便株式会社へ新住所の通知を行います。

なお、旧住所を記載していても、実施後**1年間**は新住所に配達されます。

この期間の間にご親戚、ご友人の方に新住所をお知らせください。

→ **山口市から「住所変更通知用はがき」(郵送料無料)を配布いたしますのでご利用ください。**

26

26

■住所変更通知用はがき(見本)

郵便はがき	
通信郵便郵便	(住所表示変更のお知らせ) 山口市の住居表示実施事業により、 年 2 月 日 から住所が下記のとおり変更になりますのでお知らせいたします。 ☐ 郵便物をお出しの際は新住所をご記入ください。 ☐ 住所録(データ等)の訂正をお願いいたします。 記 《新住所》郵便番号: 754- 山口市 番 号 氏名 《旧住所》郵便番号 山口市小郡 番地

27

27